

# 新型 LLC とパススルー税制

中央大学法科大学院教授 森信茂樹

## 1. アベノミクス成長戦略の核心は 新陳代謝の促進

2014年に、わが国経済がデフレから脱却する可能性が高まっている。大変喜ばしいことで、これを持続的な経済成長に続けていくことが重要だが、多くの識者が指摘するように、アベノミクス第1の矢と第2の矢の効果だけでは、成長は持続可能なものにはならない。金融緩和のもたらす円安効果による企業業績の改善と、公共事業の追加による需要の下支えだけでは、外部環境が変化すればたちまち経済は失速する。また、現在一息ついているのは、円安の恩恵を受ける重厚長大産業で、この復活自体は良いことではあるが、わが国の経済構造や企業行動が変わらなければいずれ息切れする。そこで、いかに将来の経済成長に向けた種をまくか、時間との戦いといえよう。

米国は80年代のレーガン大統領のもとで、ベンチャー企業の生じやすい法制と税制を規制緩和と組み合わせる形で実行してきた。とりわけレーガン2期目には、重厚長大産業に偏った租税特別措置を整理統合し、その財源で税率を12%引き下げる法人税改革を実施した。また当時は、州法による柔軟な会社法制（LLCなど）とパススルー税制（組合税制）を組み合わせさせた事業体の活動が活発化していた時期でもあった。これが規制緩和とあいまって、資金はないが知恵のある者と、知恵はないが資金は豊富な者とを、利益分配の柔軟性によってつなぎ合わせ、さまざまな新規事業を生み出し、今日のIT国家の基盤を作ったのである。

とりわけLLC (Limited Liability Company) という事業体は、内部規律が自由で、法人格を持つが税制上はパススルー税制、つまり法人税はかからず出資者に直接課税されるという性格を持つことから、起業家のインセンティブを高めるとともに、資本家の方も、損失を他の所得

と通算できるのでリスクテイク能力が向上し、新規事業への投資を可能にしたのである。2004年に出されたブッシュ大統領税制諮問委員会の報告書には、「今やLLC等パススルー事業体を通じた利益は、法人（C corporation）を上回るものとなっている」という記述がある。

わが国でも、安倍内閣のもとで決定された「日本産業再興プラン」の中で「産業の新陳代謝の促進」として、「内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進」が唱えられている。「個人からベンチャーへの資金の流れを一層太くすることに加え、民間企業等の資金と目利き能力を有効に活用するため、民間企業等によるベンチャーや新事業への投資を行いやすくする。こうした取組により、産業の新陳代謝を促すことで、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す」とされている。これを実現する手段の一つとして、LLCにパススルー税制を付与する米国並みの法制・税制の導入を検討してはどうか。このような事業体は、ドイツ・フランスにも存在する。

## 2. 合同会社(日本版LLC) をパススルー 税制にしてリスクテイクの促進を

実は、2006年の会社法改正時にわが国でも同じような議論が行われた経緯がある。企業価値の源が、有形資産から無形資産へと変化し、競争力の源が物的資産から人的資産へと変わる中で、①出資者の有限責任が確保され、②会社の内部関係については柔軟な規律が適用され、③法人格を持つ新たな会社類型として、合同会社が創設された。米国のLLCをモデルとしたことから、日本版LLCと称されている。

これにより、アイデアや経営ノウハウを持つ人達が共同事業を行い利益配分は当事者間で自由に決めることができるので、①ベンチャー等の新規事業の育成、②専門的職業のための事業

体等への活用、さらには③投資ファンドの受け皿、④共同研究開発や戦略的な設備の統廃合のための合併事業などへの活用が期待された。

しかし導入から10年弱経過して、現実の活用事例をみると、ベンチャーなどへの活用事例は限定的で、当初の目論見とは異なっている。この最大の理由の一つに、合同会社が法人として設立されたために、税制が米国とは異なり法人課税となったことがあげられる。

パススルー税制は、組合課税とも呼ばれるが、事業体段階で法人税がかからず、構成員（出資者）の段階で直接課税されるので、以下のメリットを持つ。

第1に、法人段階と個人段階での二重課税を排除するので、税引き後の収益率が向上する。そこでファンドなど広く資金を集めて事業を行う上では効率のよい事業体である。

第2に、直接構成員に課税が行われるので、事業体の損失が生じた場合には、投資家に直接「損失」を分配（正確には、配賦）することが可能になり、損益通算による投資家のリスクテイク能力を向上させる。投資家が他のところで利益をあげている場合、損失が生じても利益と相殺することができれば、投資家のリスクテイク能力は大いに向上する。

このような事業体（以下、新型LLC）は、ベンチャーやファンドへの活用だけでなく、震災復興が期待される東北地方の漁業振興や、TPPで競争力強化が必要な農業にも活用できる。例えば「大手スーパーが資金を出資し、漁協は漁業権を現物出資、漁師は労務出資して、皆が社員となる、果実は持ち分に応じて配分するが、漁師には一定の基本給を保証する」ことが容易になる。

### 3. 新型LLCの検討に向けての課題

だが、本格的なパススルー税制の導入には、さまざまな税制上の課題がある。

まず、法人課税の適用されている人格なき社団、合資・合名会社の取り扱いを含めて、法人税制の根本的な検討が必要となる。

次に、パススルー税制の計算方法等課税ルールの明確化、租税回避防止措置などを検討する必要がある。最大の課題は、所得の構成員への直接の帰属を認めるために、分配（distribution、

組合から組合員に現実にキャッシュが移動すること）と配賦（allocation、組合員の所得税の計算上組合所得が割り当てられること）の概念を分離させることと、二重課税や二重非課税を避けるため資本勘定の計算規定（組合員それぞれの税務上の出資持ち分に対するルール）の整備である。

とりわけ問題になるのは、人為的に損失を作り他の所得と相殺するインセンティブを閉じ込める租税回避への対応規定の整備である。米国では、実質経済テストなど租税回避防止ルールが細かく規定され、複雑な制度となるとともに、現実にさまざまな租税回避が問題となっている。もっともその多くは、米国特有のチェック・ザ・ボックスルール（納税者が事業体の税制を選択できるルール）によるところが多く、わが国ではこれは排除する必要がある。さらに、組合を通じて得られた所得区分についても規定を置かなければならない。

以上の検討には多くの時間を必要とする。そこで、短期的な課題として、産業政策の一環として、例えば産業競争力強化法に新型LLCを位置づけて、パススルー税制に必要な要件を定める形で導入してはどうか。

その際には、労務出資は認めるが、出資比率と異なる配賦・分配は認めない、出資人数や持分譲渡を制限する、計算は純額方式に統一する、構成員に所得が直接帰属することを契約上明記することなどで租税回避防止を図るのである。

このような制限は、合同会社の特色である内部自治の柔軟性を損なうことになり、使い勝手が多少悪くなるが、ベンチャー事業や漁業復興事業、TPPがらみの農業の共同事業には十分活用できる。

アベノミクス第3の矢の成長戦略の一つとして、パススルー税制付きの新型LLCの創設は大いに検討する価値がある。